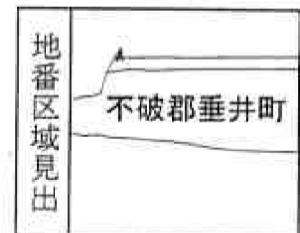


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 不破郡垂井町

請求部	所在	不破郡垂井町字不帰				地番	789番3				
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成22年12月6日
 岐阜地方法務局大垣支局
 登記官

申請番号：1-17
 (1/1)

A4判に縮小

公用